

イノシシ保護管理計画の概要

1 策定の目的

農業被害、生活環境被害、人身被害などが深刻なイノシシについて、「被害管理」、「個体数管理」、「生息地管理」の3つの要素からなる科学的で計画的なイノシシの保護管理を進め、被害を低減すると同時に生物資源としての持続的な活用も促し、地域個体群の安定維持を図る。

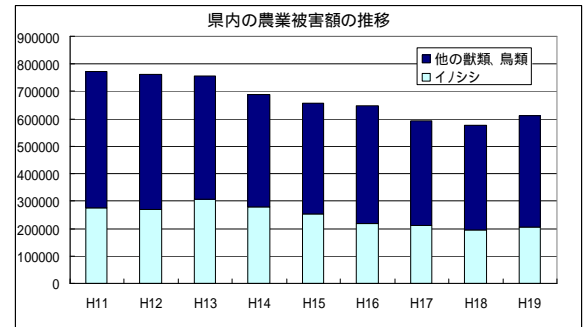
2 計画の期間 平成 21 年度～平成 23 年度（3 年間）

3 計画の対象地域 兵庫県全域

4 イノシシの現状及び課題

(1) 生息状況

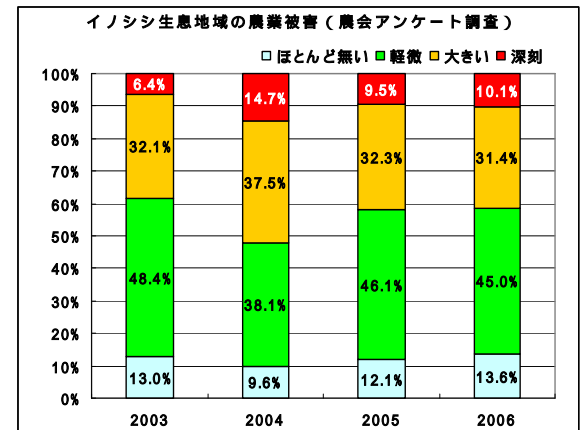
生息域が瀬戸内海沿岸部の一部地域を除いて、ほぼ全県的に生息し、但馬北部、丹波、阪神北、西播磨、淡路島に生息密度の高い地域がある。



(2) 被害の状況

農業被害

- 被害額 平成 19 年：2 億円
(野生鳥獣による農業被害の中では最多)
- 水稻中心(約 6 割)の被害は横ばい傾向にあり、農会アンケート調査では、イノシシ生息地域にある農会の約 4 割が「被害が大きい・深刻である」と回答
- 淡路市から洲本市にかけてイノブタの混在したイノシシ群が生息域を拡大し、大きな農業被害

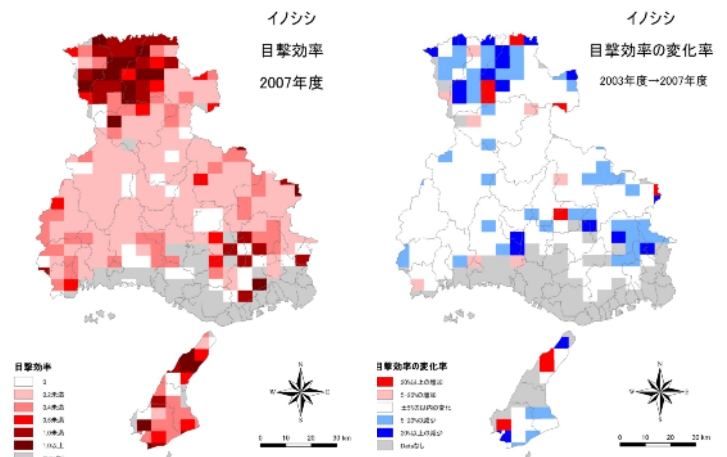
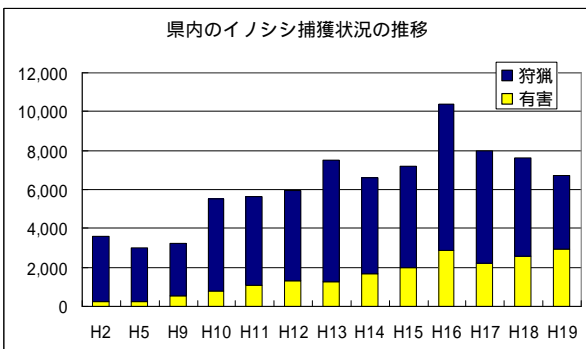


生活環境被害

神戸・阪神地域の六甲山地周辺における人慣れしたイノシシによる生ゴミ荒らし、糞などの生活環境被害や人身被害

(3) 捕獲状況と生息動向

捕獲頭数は平成 16 年まで増加傾向にあったが、以後は減少傾向
狩猟による捕獲頭数は減少傾向、有害捕獲頭数は増加傾向
一部地域を除き、県下各地域で狩猟時の目撃効率は低下傾向



5 保護管理の目標と基本的な考え方

県下各地域の被害状況や生息動向に応じた対策の検討

- (1) 農業被害の軽減
- (2) 生活環境被害と人身被害の解消（六甲山系のイノシシ被害低減）
- (3) 多様な価値を持つ生物資源としての維持、地域個体群の安定的維持

6 目標達成のための方策

(1) 個体数管理

県下全域で被害対策のための有害捕獲を推進する。

生息密度が高く被害が多発する地域では、密度低減を目的とする広域的な有害捕獲を推進
わなによる捕獲の推進

- ・ 猟友会と農会の連携を進め、農地周辺の加害個体をわなで集中的に有害捕獲
- ・ 直径 12 cm を超えるくくりわな禁止措置を解除
（淡路島のみ。本州部はクマ錯誤捕獲防止のため禁止を継続）
保護管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上
- ・ 農業者の狩猟免許取得促進 PR、わな猟講習会の開催
遺伝子汚染防止のため、淡路北部のイノブタ排除を検討

(2) 被害防除

集落(地域)ぐるみの被害対策の推進

防護柵の設置指導

- ・ イノシシの掘り返し行動に対応した柵の設置、適切な保守点検の実施等
- ・ 季節ごとの被害防止対策を示したイノシシ防除暦の作成普及
イノシシを引き寄せない集落づくりの普及指導
- ・ 住民が自ら取り組む誘因物の除去など、集落ぐるみの被害対策を普及
六甲山のイノシシの餌付け防止と人慣れイノシシ安全対策の普及啓発
- ・ 地域住民と行政の連携による餌付け防止・生ゴミ対策・人身事故防止対策の普及啓発パン
フレットの作成配布
- ・ 人と野生動物との正しい関わりを考える研修会の開催

(3) 生息環境管理

「野生動物育成林整備」によるバッファゾーン（緩衝帯）の整備
野生動物の生息する森林の広葉樹整備などによる生息環境の整備

7 モニタリングと計画の検証

- (1) 農会アンケート、狩猟者アンケートにより被害発生状況と生息動向を把握し、計画の効果を検証する。
- (2) イノシシ保護管理上の問題となる特有の感染症や、E型肝炎など人獣共通感染症のモニタリングのための捕獲個体調査を実施する。

8 計画の推進体制

- (1) 兵庫県森林動物研究センターにおける効果的な保護管理手法の調査研究および情報発信
- (2) 森林動物研究センター（研究員・森林動物専門員）と各県民局に配置されている森林動物指導員はじめ農林（水産）振興事務所職員、農業改良普及センター、市町との連携による県民への被害防止対策の普及指導
- (3) 市町単位で結成される地域協議会の活動による総合的対策の推進